

東村山市市民センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成25年11月29日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市市民センター条例の一部を改正する条例

東村山市市民センター条例（昭和48年東村山市条例第16号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 使用料・手数料の全体見直しに伴い、施設使用料の適正化を図るため、本案を提出するものであります。

東村山市市民センター条例の一部を改正する条例

東村山市市民センター条例（昭和48年東村山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1会議室の項中「1,300円」を「1,200円」に、「2,100円」を「2,000円」に改め、同表第2会議室の項中「1,300円」を「1,200円」に改め、同表第3会議室の項中「800円」を「700円」に改め、同表第6会議室の項中「700円」を「600円」に、「1,100円」を「1,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の市民センターの使用について、適用する。

# 東村山市市民センター条例の一部を改正する条例

## 新 旧 対 照 表

凡例 \_\_\_\_\_改正箇所

新 条 例

別表（第3条、第10条の2）

施設別使用料

施設名	午前 (午前9時～正午)	午後 (正午～午後5時)	夜間 (午後5時～午後 10時)
第1会議室	1,200円	2,000円	2,000円
第2会議室	800円	1,200円	1,200円
第3会議室	700円	1,200円	1,200円
第4会議室	700円	1,100円	1,100円
第5会議室	400円	600円	600円
第6会議室	600円	1,000円	1,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の市民センターの使用について、適用する。

旧 条 例

別表（第3条、第10条の2）

施設別使用料

施設名	午前 (午前9時～正午)	午後 (正午～午後5時)	夜間 (午後5時～午後 10時)
第1会議室	1,300円	2,100円	2,100円
第2会議室	800円	1,300円	1,300円
第3会議室	800円	1,200円	1,200円
第4会議室	700円	1,100円	1,100円
第5会議室	400円	600円	600円
第6会議室	700円	1,100円	1,100円